

Karydo TherapeutiX 株式会社
動物実験倫理委員会設置要綱

Karydo TherapeutiX 株式会社

Karydo TherapeutiX 株式会社

動物実験倫理委員会設置要綱

平成28年12月1日

(目的)

第1条 Karydo TherapeutiX 株式会社（以下「KTX」という。）は、動物の愛護及び管理に関する法律（最終改正：平成26年5月30日法律46号。平成25年環自総発第1305101号。以下「動物愛護管理法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成25年環境省告示第84号。以下「飼養保管基準」という。）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「動物実験指針」という。）、その他の法令等に定めるもののほか、KTXの動物実験等の実施に関する規程の定めるところに則して、KTXにおける動物実験等の実施について、実験等を科学的観点、動物愛護の観点及び実験等に関わる職員、研究者等の安全確保の観点から適正に運営されていることを客観的に評価するため、動物実験倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(方針)

第2条 委員会は、動物実験等の実施にあたり、動物実験等に関する理念である次の各号に掲げる3R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施されているか否かを評価する。

- (1) Replacement 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。
- (2) Reduction 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。
- (3) Refinement 科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。

(任務)

第3条 委員会は次の各号に掲げる任務を遂行する。

- (1) 動物実験計画に係る動物愛護管理法等及びこの規程に対する適合性に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び実施結果の適正性に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況の適正性に関すること。
- (4) 動物実験等の実施に係る教育訓練に関すること。
- (5) 動物実験等の実施に係る自己点検・評価に関すること。

(6) その他動物実験等の適正な実施に関し必要なこと。

(組 織)

第4条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総括管理者が指名する社員、役員（予定者を含む）、株主（予定者及び株主から選出されたものを含む）あるいは第三者機関の者 若干名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
- (3) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干名
- (4) 動物の遺伝子組換えに関して優れた識見を有する者 若干名

2. 委員は、自らが実験責任者となる実験計画の審査を受けるときは、その審査に加わることができない。
3. 委員のうち、第1項第1号、第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の在籍期間は、当該委員を指名した総括管理者の在籍する期間を限度とする。
4. 委員は、実験計画等について知り得た情報を第三者に漏洩し、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、内部あるいは外部の有識者（前条第1項第1、2、3及び4号の者）をもって充てる。

2. 委員長は、委員会を主催する。

委員長は、委員の中から1名、総括管理者により指名される。（事務局）

3. 事務局として、総括管理者は委員以外に1名を指名する。

(議 事)

第6条 委員会は、原則年1回、委員長により招集され、KTXにおいて開催される。

2. 事務局は、委員長の指示により、必要に応じ代行として委員会の招集を行う。
3. 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
4. 委員会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
5. 委員会は、必要があると認めるときは、申請者又は委員以外の者に出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。
6. 本委員会は、必要に応じて KTX 遺伝子組換え実験倫理委員会との併催とする。
7. 年度途中の案件は、メールによる審議とする。

(運 営)

第7条 諸事情により、独自で委員会を設置できない場合は、**KTX** で適切と判断した第三者機関に委員会の運営を委託することを可能とする。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1. この要綱は平成28年12月1日から実施する。